

入札説明書

中部地方整備局木曽川上流河川事務所の「平成22年度 木曽川上流水文観測所保守点検業務」に係る手続開始の公示（建築のためのサービスその他の技術的サービス（建設工事を除く））に基づく指名競争入札等については、関係法令に定めるもののほか、この入札説明書によるものとする。

なお、本業務に係る落札及び契約締結は、当該業務に係る平成22年度本予算が成立し、予算示達がなされることを条件とするものである。

1. 手続開始の公示日 平成22年3月1日

2. 契約担当官等

分任支出負担行為担当官

中部地方整備局木曽川上流河川事務所長 石橋 良啓

岐阜市忠節町5-1

3. 業務概要

(1) 業務名 平成22年度 木曽川上流水文観測所保守点検業務（電子入札対象案件）

(2) 業務内容

本業務は、水文観測業務規程に基づき木曽川上流河川事務所管内の水文観測所の維持及び管理のため、器械の点検、データ回収、自記紙の取り替え等を行うものである。

(3) 業務の詳細な説明

本業務の主な業務内容は以下のとおりである。

- | | | |
|-----------|-----------|-----|
| ・定期点検 | 93箇所 | 27回 |
| ・総合点検 | 86箇所 | 1回 |
| ・データ回収 | 1式（93観測所） | |
| ・自記紙の取り替え | 1式（26観測所） | |

(4) 履行期限 平成23年3月31日

(5) 資料等の提出方法

本業務は参加表明書の提出、入札を電子入札システムで行う対象業務である。ただし、以下の点に留意すること。

電子入札システムで使用できるICカードは、代表者又は入札・見積権限及び契約締結権限について年間委任状により委任を受けた者のICカードのみである。

なお、電子入札システムによりがたい者は、発注者の承諾を得た場合に限り紙入札方式に変えることができる。

4. 指名されるために必要な要件

(1) 参加資格要件

入札参加希望者は、次に掲げる資格を満たしている単体企業であること。

- ① 予算決算及び会計令（以下「予決令」という。）第98条において準用する予決令第70条及び第71条の規定に該当しない者であること。
 - ② 中部地方整備局（港湾空港関係を除く。）における平成21・22年度「測量」に係る一般競争（指名競争）参加資格を受けていること。
 - ③ 中部地方整備局長から建設コンサルタント業務等に関し指名停止を受けている期間中でないこと。
 - ④ 入札に参加しようとする者の間に以下の基準のいずれかに該当する関係がないこと。
なお、上記の関係がある場合に、辞退する者を決める目的に当事者間で連絡を取ることは、競争契約入札心得第4条の3第2項の規定に抵触するものではないことに留意すること。
- a) 資本関係
- 以下のいずれかに該当する二者の場合。ただし、子会社又は子会社の一方が更生会社又は再生手続が存続中の会社である場合は除く。
- ア. 親会社と子会社の関係にある場合
 - イ. 親会社を同じくする子会社同士の関係にある場合
- b) 人的関係
- 以下のいずれかに該当する二者の場合。ただし、イ. については、会社の一方が更生会社又は再生手続が存続中の会社である場合は除く。
- ア. 一方の会社の役員が、他方の会社の役員を現に兼ねている場合
 - イ. 一方の会社の役員が、他方の会社の管財人を現に兼ねている場合
- c) その他入札の適正さが阻害されると認められる場合
- その他上記a) 又はb) と同視しうる資本関係又は人的関係があると認められる場合。

※ ②に掲げる一般競争（指名競争）参加資格の認定を受けていないものも参加表明書を提出することができるが、その者が入札に参加するためには、指名通知の日までに、当該資格の認定を受けていなければならない。

（2）業務拠点に関する要件

木曽川上流河川事務所管内に営業拠点等を有するものでなければならない。

- ※ 営業拠点等とは、木曽川上流河川事務所管内に技術者が1名以上常駐する本店、支店又は営業所等を有していることをいう。
- ※ 木曽川上流河川事務所管内とは、下記に示す39市町村をいう。
- 岐阜県：岐阜市、大垣市、関市、美濃市、羽島市、美濃加茂市、各務原市、可児市、山県市、瑞穂市、本巣市、海津市、羽島郡岐南町、羽島郡笠松町、養老郡養老町、不破郡垂井町、不破郡関ヶ原町、安八郡神戸町、安八郡輪之内町、安八郡安八町、揖斐郡揖斐川町、揖斐郡大野町、揖斐郡池田町、本巣郡北方町、加茂郡坂祝町、加茂郡富加町、加茂郡川辺町、加茂郡七宗町、加茂郡八百津町、加茂郡白川町、加茂郡東白川村、可児郡御嵩町

愛知県：一宮市、犬山市、江南市、稻沢市、岩倉市、丹羽郡大口町、丹羽郡扶桑町

(3) 参加表明者の業務実績に関する要件

参加表明書を提出する者は、平成12年度以降に完了した以下に示す同種又は類似業務において、1件以上の実績を有していること。ただし、地方整備局委託業務等成績評定要領に基づく業務成績が60点未満の業務は実績として認めない。

なお、設計共同体による実績の場合、分担業務の実績を実績として認める。

同種業務：観測所点検・観測機器点検

類似業務：河川測量

(4) 配置予定主任技術者の資格に関する要件

配置予定主任技術者については以下に掲げる資格を有すること。

測量士

参加表明書の提出期限までに当該認定を受けていない場合にも参加表明書を提出することができるが、この場合、参加表明書提出時に当該認定の申請書の写しを提出するものとし、当該業者が指名を受けるためには指名通知の日までに大臣認定を受け、認定書の写しを提出しなければならない。

なお、指名通知の日は別表①の日を予定する。

(5) 配置予定主任技術者の業務実績に関する要件

予定主任技術者は、同種又は類似業務において1件以上の実績を有さなければならない。ただし、業務の実績のうち地方整備局委託業務等成績評定要領に基づく業務成績が60点未満の場合は実績として認めない。

業務実績は、受発注者、出向等にかかわらず、担当者、管理者、指導者等の立場を問わないが、自ら主体的に関わったものに限る。

同種業務：観測所点検・観測機器点検

類似業務：河川測量

(6) 手持ち業務量に関する要件

① 平成22年4月1日現在、全ての手持ち業務の契約金額合計が4億円未満かつ手持ち業務の件数が10件未満である者であること。

ただし、平成22年4月1日現在での手持ち業務のうち、国土交通省の所管に係る建設コンサルタント業務等において調査基準価格を下回る金額で落札した業務がある場合には、全ての手持ち業務の契約金額合計が2億円未満かつ手持ち業務の件数が5件未満である者でなければならない。

なお、手持ち業務とは主任技術者、担当技術者として従事している契約金額が500万円以上の業務をいう。

② 本業務の履行期間中は配置主任技術者の手持ち業務量が①に示す金額及び件数を超

えないこととし、超えた場合には、遅滞なくその旨を報告しなければならない。その上で、業務の履行を継続することが著しく不適当と認められる場合には、当該配置主任技術者を、以下の1)から4)までのすべての要件を満たす技術者に交代させる等の措置請求を行う場合があるほか、業務の履行を継続する場合であっても、本業務の業務成績評定に厳格に反映させるものとする。

- 1) 当該配置主任技術者と同等の同種又は類似業務実績を有する者
 - 2) 当該配置主任技術者と同等の技術者資格を有する者
 - 3) 当該配置主任技術者と同等以上の地方整備局委託業務等成績評定要領に基づく業務成績平均点を有する者又は過去5年間の同種業務における地方整備局委託業務等成績評定要領に基づく業務成績が75点以上である者
 - 4) 手持ち業務量が当該業務の入札説明書又は特記仕様書において設定している配置予定主任技術者の手持ち業務量の制限を超えない者
- ③ 本業務の入札額が調査基準価格を下回る金額であった場合においては、配置予定主任技術者とは別に、以下の1)から4)までのすべての要件を満たす担当技術者を1名配置することとし、低入札価格調査時にその旨が確認できる書面として、当該業務の「予定主任技術者の経歴等」及び「予定主任技術者の同種又は類似業務の実績」記載様式を提出すること。その上で、すべての要件を満たす担当技術者を配置することが確認できない場合には、中部地方整備局競争契約入札心得第6条第9号の規定により、入札に関する条件に違反した入札として、その入札を無効とするものとする。
- 1) 配置予定主任技術者と同等の同種又は類似業務実績を有する者
 - 2) 配置予定主任技術者と同等の技術者資格を有する者
 - 3) 過去5年以内の同種業務で地方整備局委託業務等成績評定要領に基づく業務成績が75点以上の業務における主任技術者としての経験を有する者
 - 4) 手持ち業務量が当該業務の入札説明書又は特記仕様書において設定している配置予定主任技術者の手持ち業務量の制限を超えない者

(7) 業務実施体制に関する要件

参加表明書に示される業務実施体制に関し、次の事項に該当しないこと。

- ①再委託の内容が、主たる部分の場合。
- ②業務の分担構成が、不明確又は不自然な場合。

5. 担当部局

〒500-8801 岐阜市忠節町5-1

国土交通省 中部地方整備局 木曽川上流河川事務所

①経理課：契約手続きに関すること。

電話 058-251-1322 FAX 058-251-4301

メールアドレス : keijyory@cbm.mlit.go.jp

②調査課：参加表明書の作成に関するこ。

電話 058-251-1125 FAX 058-251-1150

メールアドレス : kisojyo-cyousa@clear.ocn.ne.jp

6. 参加表明書の提出期間、提出先及び方法

(1) 電子入札システムにより提出すること。

ただし、紙入札方式による提出の場合は、1部を持参若しくは郵送（書留郵便に限る。）すること。電送又は電子メールは受け付けない。

提出期間：別表②のとおり。

提出先：5. ①と同じ。

提出方法：電子入札システムによる提出で、参加表明書の容量が3MBを超える場合には、

郵送（書留郵便に限る。）又は電送（着信を確認すること。）で提出すること。

郵送又は電送で提出する場合には、必要書類の一式を郵送又は電送で送付するものとし、電子入札システムとの分割は認めない。また、郵送又は電送にて提出する場合は、下記の内容を記載した書面を電子入札システムにより参加表明書として送信すること。

①郵送又は電送する旨の表示

②郵送又は電送する書類の目録

③郵送又は電送する書類のページ数

④発送年月日

ファイル形式：電子入札システムによる参加表明書のファイルの形式については、以下のいずれかの形式にて作成することとする。

・一太郎 2007 以下

・Microsoft Word2002 以下

・Microsoft Excel2002 以下

・その他アプリケーション PDFファイル Acrobat6.0 以下

画像ファイル JPEG及びGIF形式

圧縮ファイル LZH形式

留意点：複数の申請書類は、すべてを1つのファイルにまとめ、契約書等印があるものや図面等については、スキヤナ等で読み込み本文に貼付けること。

(2) その他

① 参加表明書の作成及び提出に係る費用は、提出者の負担とする。

② 提出された参加表明書は、返却しない。

③ 分任支出負担行為担当官は、提出された参加表明書を、入札参加者の選定以外に提出者に無断で使用しない。

④ 提出期間以降における参加表明書の差し替え及び再提出は認めない。

⑤ 参加表明書に関する問い合わせ先・・・5. ②と同じ。

7. 入札参加者を指名するための基準

(1) 建設コンサルタント業務等請負業者選定事務処理要領に定める指名基準による。なお、同基準中の「当該業務における技術的適性」については、7. (2) 「入札参加者を選定するため

の基準」に示すとおり、参加表明者並びに予定主任技術者の経験及び能力等を勘案するものとする。

なお、指名通知の日は別表①を予定する。

(2) 入札参加者を選定するための基準

評価項目	評価の着目点		備考
		判断基準	
基本事項 (企業)	業務実績 平成12年度以降 の同種又は類似 業務の実績	下記の順位で評価する。 ① 同種業務の実績がある。 ② 類似業務の実績がある。 なお、業務実績が無い場合は選定しない。	
	平成12年度以降 の同種又は類似 業務の業務成績	提出された3件の同種又は類似業務の業務 成績の平均を次の順位で評価する。 ※同種又は類似業務が業務成績評定の対象外 の業務（業務成績を付与していない業務や契 約額500万円未満の業務あるいは都道府県等 における業務、請負業務以外の業務等）の実 績であるため業務成績がない場合は、70点 として扱う。 また、同種又は類似業務が3件に満たない 場合は、3件に満たない件数分を65点とし て扱う。 ①75点以上 ②70点以上75点未満 ③65点以上70点未満 ④60点以上65点未満	
企業信頼 度（優良 表彰）	平成17年以降の 優良表彰の有無	下記の順位で評価する。 ①優良表彰の受賞実績あり ②優良表彰の受賞実績なし	
営業拠点	営業拠点等の所 在地	下記の順位で評価する。 ①木曽川上流河川事務所管内に本店（社）を 有する ②上記以外	
地域での 業務経験	過去10年間の当 該事務所周辺で の業務実績の有 無	下記の順位で評価する。 ①木曽川上流河川事務所管内における業務実 績あり ②上記の業務実績無し	
企業信頼	（指名停止等）	参加表明書提出日より以下の期間内に処分を 受けている場合、評価点を減じる。	

			<p>①該当なし ②以下のいずれかに該当する。 ア) 営業停止又は指名停止期間処理後 6 ヶ月 イ) 文書注意後 2 ヶ月 ウ) 口頭注意後 1 ヶ月</p>	
基本事項 (技術者)	業務実績	同種又は類似業務の実績	<p>下記の順位で評価する。</p> <p>① 同種業務の実績がある。 ② 類似業務の実績がある。</p> <p>なお、業務実績が無い場合は選定しない。</p>	
		同種又は類似業務の業務成績	<p>提出された 3 件の同種又は類似業務の業務成績の平均を次の順位で評価する。</p> <p>※同種又は類似業務が業務成績評定の対象外の業務（業務成績を付与していない業務や契約額 500 万円未満の業務あるいは都道府県等における業務、請負業務以外の業務等）の実績であるため業務成績がない場合は、 70 点として扱う。</p> <p>また、同種又は類似業務が 3 件に満たない場合は、 3 件に満たない件数分を 65 点として扱う。</p> <p>①75点以上 ②70点以上75点未満 ③65点以上70点未満 ④60点以上65点未満</p>	
技術者信頼度（優良表彰）	平成17年以降の優良表彰の有無		<p>下記の順位で評価する。</p> <p>※優良表彰の受賞実績は、国土交通省による優良表彰の他、公的機関による全国レベルでの賞の受賞、表彰及び関連分野での論文賞、著作賞、全国規模の発表会での受賞等も認める。</p> <p>①優良表彰の受賞実績あり ②優良表彰の受賞実績なし</p>	
地域精通度	過去 10 年間の当該事務所周辺での業務実績の有無		<p>下記の順位で評価する。</p> <p>①木曽川上流河川事務所管内における業務実績あり ②上記の業務実績無し</p>	
専任性	手持ち業務金額及び件数（特定		全ての手持ち業務の契約金額が 4 億円以上又は手持ち業務の件数が 10 件以上の場合は選定	

	後未契約のもの を含む)	しない。	
業務実施 体制	業務実施体制の妥当性	下記項目に該当する場合には選定しない。 ・再委託の内容が、主たる部分の場合。 ・業務の分担構成が、不明確又は不自然な場合。	

8 非指名理由の説明

- (1) 参加表明書を提出した者のうち指名しなかったものに対して、指名しなかった旨及び指名しなかった理由（以下「非指名理由」という。）を電子入札システムにより通知する。なお、紙入札方式による参加者には書面により通知する。
- (2) 上記(1)の通知を受けた者は、通知をした日の翌日から起算して5日（休日を含まない。）以内に、書面（様式は自由）により、分任支出負担行為担当官に対して非指名理由について、説明を求めることができる。
- (3) 上記(2)の回答は、説明を求めることができる最終日の翌日から起算して3日以内に書面により行う。
- (4) 非指名理由の説明書請求の受付場所及び受付時間は以下の通りである。
 - ①受付場所：5. ①と同じ。
 - ②受付日時：土曜日、日曜日及び祝日を除く毎日10時00分～16時00分まで。

9. 入札説明書に対する質問

- (1) 質問は、文書（書式自由、ただし規格はA4判）により行うものとし、持参、郵送、電送又は電子メール（着信を確認すること。）のいずれの方法でも可能とする。なお、文書には回答を受ける担当窓口の部署、氏名、電話及びFAX番号、電子メールアドレスを併記するものとする。
 - ①質問の受付先：5. ①と同じ。
 - ②質問の受付期間：別表③のとおり。
- (2) 質問に対する回答は、質問を受理した日から5日以内に質問者に対して電送又は電子メールにより行うほか、下記のとおり閲覧に供する。
 - ①閲覧場所：木曽川上流河川事務所 経理課
 - ②閲覧期間：回答の翌日から開札日の前日までの土曜日、日曜日及び祝日を除く毎日、10時00分から16時00分まで

10. 入札、開札の日時及び場所並びに入札書の提出方法

- (1) 入札書の受付期間

別表④のとおり。（紙入札の場合も同じ。）
- (2) 入札書の提出方法

入札書は電子入札システムにより提出すること。ただし、事前に紙入札方式の承諾を得た者は、紙により木曽川上流河川事務所経理課まで持参すること。

(3) 開札の日時及び場所
別表⑤のとおり。

11. 入札方法等

- (1) 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の5に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）を持って落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。
- (2) 入札執行回数は、原則として2回を限度とする。ただし、場合によっては3回目を執行することがある。なお、やむを得ない場合を除き、予決令第99条の2に基づく随意契約には移行しない。

12. 入札保証金及び契約保証金

- (1) 入札保証金 免除
- (2) 契約保証金 免除

13. 開札

開札は、電子入札システムにより行うこととし、入札事務に關係のない職員を立ち会わせて行う。

紙入札方式による場合は、入札者又はその代理人は開札に立ち会うこと。入札者又はその代理人が開札に立ち会わない場合においては、入札事務に關係のない職員を立ち会わせて開札を行う。

第1回目の入札が不調になった場合、再度入札に移行する。再度入札の日時については、発注者から指示する。この場合、発注者から再入札通知書を送信するので、パソコンの前で暫く待機すること。なお、開札処理に時間を要する場合は、発注者から開札状況を電子入札システムにより連絡する。

なお、紙入札方式参加者で第1回目の開札に立ち会わない場合でも、当該紙による入札参加者の入札は有効として取り扱うが、再度入札を行うこととなったときは、再度入札に辞退したものとして取り扱う。

14. 入札の無効

手続開始の公示に示した指名されるために必要な要件のない者のした入札、参加表明書に虚偽の記載をした者のした入札並びに別冊現場説明書及び別冊中部地方整備局競争契約入札心得において示した条件等入札に関する条件に違反した入札は無効とし、無効の入札を行った者を落札者としていた場合には落札決定を取り消す。

なお、分任支出負担行為担当官により指名された者であっても、開札の時において指名停止を受けている者その他の開札の時において4.に掲げる要件のない者は、指名されるために必要な要件のない者に該当する。

15. 落札者の決定方法

- (1) 予決令第98条で準用する予決令第79条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって申込みを行った者（会計法第29条の6第2項に規定する契約にあっては、価格及びその他の条件が国にとって最も有利なものをもって申込みを行った者）を落札者とする。ただし、落札者となるべき者の入札価格によっては、その者により当該契約の内容に適合した履行がされないおそれがあると認められるとき又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがあるて著しく不適当であると認められるときは、予定価格の制限の範囲内の価格をもって入札した他の者のうち最低の価格をもって申込みを行った者（会計法第29条の6第2項に規定する契約にあっては、価格及びその他の条件が国にとって最も有利なものの次に有利なものをもって申込みを行った者）を落札者とすることがある。
- (2) 予決令第85条に基づく調査基準価格を設定する案件において落札者となるべき者の入札価格がその調査基準価格を下回る場合は、予決令第86条の調査を行うものとする。
- (3) 予決令第86条に基づく調査内容、提出する資料（様式・作成要領）については、国土交通省中部地方整備局HP（<http://www.cbr.mlit.go.jp/>「企業と自治体」－「入札・契約情報」－「低入札価格調査情報」－「低入札価格調査（建設コンサルタント等）」）に掲載を行っているので入札参加に際して、必ず確認すること。

16. 低入札価格調査に該当した場合の受注者の義務

予決令第85条に基づく調査基準価格を下回る場合で契約がなされた業務については、次の(1)から(2)について実施するものとする。

(1) 配置予定主任技術者の制限

配置予定主任技術者の制限について、次の①及び②を実施するものとする。なお、①により配置する技術者は、測量調査設計業務実績情報システム（T E C R I S）に登録すること。

- ① 本業務の配置予定主任技術者としての要件を満足し、過去5年間の同種業務における地方整備局委託業務等成績評定要領に基づく業務成績が75点以上の業務における主任技術者の経験を有する技術者を、配置予定主任技術者とは別に担当技術者として配置し、業務実施上必要となる全ての打合せに配置主任技術者と同席出席するものとする。また、増員担当技術者の手持ち業務量は、配置予定主任技術者の手持ち業務量の制限を超えない者とする。
- ② 本業務の履行期間中は配置主任技術者の手持ち業務量が契約金額で2億円、件数で5件を超えないこととし、超えた場合には、遅滞なくその旨を報告しなければならない。その上で、業務の履行を継続することが著しく不適当と認められる場合には、当該配置主任技術者を、以下の1)から4)までのすべての要件を満たす技術者に交代させる等の措置請求を行う場合があるほか、業務の履行を継続する場合であっても、本業務の業務成績評定に厳格に反映させるものとする。
 - 1) 当該配置主任技術者と同等の同種又は類似業務実績を有する者
 - 2) 当該配置主任技術者と同等の技術者資格を有する者
 - 3) 当該配置主任技術者と同等以上の地方整備局委託業務等成績評定要領に基づく業務成績平均点を有する者又は過去5年間の同種業務における地方整備局委託業務等成績

評定要領に基づく業務成績が75点以上である者

- 4) 手持ち業務量が当該業務の入札説明書又は特記仕様書において設定している配置予定主任技術者の手持ち業務量の制限を超えない者

(2) 品質証明等

当該業務の不備により、国土交通省に損害を与えた場合、受注者の責任において損害補填する旨を明記した「代表者の直筆署名による品質証明書」を提出する。なお、代表者は本業務の契約書に記載される受注者の代表者とする。また、損害補填の期間は、本業務が完了するまでとする。

(3) 再委託

特記仕様書で示す軽微な部分の再委託を除いた再委託額が業務委託料の3分の1以内とすることとし、低入札価格調査の際に確認するものとする。

(4) 打合せ

業務実施上必要となる全ての打合せに主任技術者と(1)①の担当技術者が出席するものとする。また、業務計画書に基づく業務の主要な区切り毎に主任監督員による履行確認を行うものとする。

17. 手続における交渉の有無 無。

18. 契約書作成の要否等

測量調査等請負契約書により、契約書を作成するものとする。

19. 支払条件 前金払 なし 部分払 なし

20. 火災保険付保の要否 否

21. 関連情報を入手するための照会窓口 5. ②と同じ

22. 参加表明書の作成及び記載上の留意事項

(1) 参加表明書の作成方法

参加表明書の様式は、別添（様式－1～7、A4判）に示すとおりとする。なお、文字サイズは10ポイント以上とする。

(2) 参加表明書内容の留意事項

記載事項	内 容 に 関 す る 留 意 事 項
参加表明者の当該地域での業務経験、業務拠点	<ul style="list-style-type: none">・当該地域での業務経験を記載する。記載する件数は最大1件とする。・参加表明者の木曽川上流河川事務所管内の業務拠点等を記載する。・記載様式は様式－2とする。
参加表明書の提出者の同種又は類似業務	<ul style="list-style-type: none">・参加表明書の提出者が過去に受注した同種又は類似業務の実績を記載する。・記載する業務は平成12年度以降に完了した業務とする。・記載する業務の件数は、最大3件とする。

似業務の実績	<ul style="list-style-type: none"> 記載様式は様式－3とし、図面、写真等を引用する場合も含め、1業務につきA4判1枚以内に記載する。
配置予定主任技術者の経歴等	<ul style="list-style-type: none"> 配置予定主任技術者について、資格、経歴等を記載する。 手持ち業務は平成22年4月1日現在、国土交通省以外の発注者（国内外問わず）のものも含めすべて記載する。 なお、手持ち業務のうち、国土交通省直轄業務において調査基準価格を下回る金額で落札した業務は、業務名の先頭に【低】を付して記載すること。手持ち業務とは管理技術者、照査技術者、担当技術者として従事している契約金額が500万円以上の他の業務とし、プロポーザル方式による本業務以外の業務で配置予定管理技術者等として特定された未契約業務がある場合は、手持ち業務の記載対象とし、業務名の後に「特定済」と明記するものとする。 過去10年間の当該事務所周辺での業務実績について、1件記載する。 なお、業務実績は、発注機関を問わない。 記載様式は様式－4とする。
配置予定主任技術者の同種又は類似業務の実績	<ul style="list-style-type: none"> 配置予定主任技術者が過去に従事した同種又は類似業務の実績を記載する。 記載する業務は平成12年度以降に完了した業務とする。 記載する業務の件数は、最大3件とする 記載様式は様式－5とし、図面、写真等を引用する場合も含め、1業務につきA4判1枚以内に記載する
優良業務表彰の有無	<ul style="list-style-type: none"> 参加表明書の提出者の過去5年間の優良表彰の有無について記載する。 予定主任技術者の過去5年間の優良表彰の有無について記載する。 記載様式は様式－6とし、優良表彰があった場合は、その写しを提出すること。
業務実施体制	<ul style="list-style-type: none"> 業務の分担について記載する。 他の建設コンサルタント等に当該業務の一部を再委託する場合又は学識経験者等の技術協力を受けて業務を実施する場合は、備考欄にその旨を記載するとともに、再委託先又は協力先、その理由（企業の技術的特徴等）を記載すること。ただし、業務の主たる部分を再委託してはならない。 記載様式は様式－7とする。 業務の分担がない場合も様式に「業務の分担なし」と記載すること

(3) 業務実績を証明する資料及び配置予定主任技術者の資格証明書の写し

参加表明書の提出者が過去に受注した同種又は類似業務の実績として記載した業務について、その業務に係る契約書の写しを提出すること。

配置予定主任技術者が過去に従事した同種又は類似業務の実績として記載した業務について、請負業務で従事した実績の場合、その業務に係る契約書及び配置予定主任技術者が従事したことが確認できる資料（例えば業務計画書の表紙及び配置予定主任技術者が業務に従事していることが確認できるページ）等の写しを提出すること。

なお、発注者の立場として業務に従事した実績の場合、その業務の発注機関の証明を受けた、予定主任技術者がその業務に従事したことが類推できる経歴書等の資料を提出すること。

ただし、参加表明書の提出者及び配置予定主任技術者の業務実績が、財団法人日本建設

技術総合センターの「測量調査設計業務実績情報システム（T E C R I S）」に登録され、業務の内容が確認できる場合、契約書の写しは提出する必要がない。

また、配置予定主任技術者が保有する資格について、合格証明書等の写しを提出すること。

23. その他

- (1) 契約等の手続において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。
- (2) 入札参加者は、別冊中部地方整備局競争契約入札心得及び別冊契約書案を熟読し、中部地方整備局競争契約入札心得を遵守すること。
- (3) 参加表明書に虚偽の記載をした場合においては、参加表明書を無効とともに、指名停止を行うことがある。
- (4) 落札者は、参加表明書に記載した予定主任技術者を当該業務に主任技術者として配置すること。
- (5) 電子入札システムは土曜日、日曜日、祝日及び12月29日～1月3日を除く毎日、午前9時から午後6時まで稼動している。また、稼動時間内でシステムをやむを得ず停止する場合、稼動時間を延長する場合は、電子入札施設管理センターホームページ「ヘルプデスク」コーナーの「緊急連絡情報」で公開する。

電子入札施設管理センターホームページ <http://www.e-bisc.go.jp/>

- (6) システム操作上の手引書としては、国土交通省発行の「電子入札準備手順書」を参考とすること。「電子入札準備手順書」は、電子入札施設管理センターホームページでも公開している。
- (7) 障害発生時及び電子入札システム操作時の問い合わせ先は下記の通りとする。

・システム操作・接続確認等の問い合わせ先

電子入札施設管理センターヘルプデスク 電話03-3505-0514

電子入札施設管理センターホームページ <http://www.e-bisc.go.jp/>

・ただし、申請書類、応札等の締切時間が切迫しているなど緊急を要する場合は、

中部地方整備局木曽川上流河川事務所経理課 電話058-251-1322へ連絡すること。

- (8) 入札参加希望者が電子入札システムで書類を送信した場合には、通知、通知書及び受付票を送信者に発行するので、必ず確認を行うこと。
- (9) 第1回目の入札が不調になった場合、再度入札に移行する。再度入札の日時については、電子入札、紙による持参が混在する場合があるため、発注者から指示する。再入札通知書については発注者から送信するので、パソコンの前で暫く待機すること。開札処理に時間を要する場合は、発注者から開札状況を電子入札システムにより連絡する。
- (10) 落札となるべき同価格の入札をした者が2人以上あるときは、くじへ移行する。くじの実施方法等については、電子入札システムにて通知する。

(11) 本業務にかかる落札決定は、平成22年4月1日とするが、当該業務にかかる平成22年度予算成立が4月2日以降となった場合は、予算成立日とする。

また、暫定予算となった場合、予算措置が全額計上されているときは全額の計上とするが、全額計上されていないときは全体の契約期間に対する暫定予算の期間分のみの契約とする。

なお、本件入札にかかる開札は、落札決定を保留した上で行うものである。

別表

①	指名通知の日	平成22年3月18日
②	参加表明書の提出期間	平成22年3月1日から 平成22年3月11日までの10時から16時まで (土曜日、日曜日及び祝日を除く。)
③	入札説明書の内容についての質問の受付期間	平成22年3月1日から 平成22年3月15日までの10時から16時まで (土曜日、日曜日及び祝日を除く。)
④	入札書の受付期間	平成22年3月25日10時00分から 平成22年3月26日16時00分まで (土曜日、日曜日及び祝日を除く。)
⑤	開札の日時及び場所	平成22年3月29日9時30分 木曽川上流河川事務所経理課

(別添)

(様式－1)

参 加 表 明 書

平成 年 月 日

分任支出負担行為担当官
中部地方整備局
木曽川上流河川事務所長 殿

住 所

会社名

代表者氏名

印

平成22年3月1日付けて手続開始の公示のありました平成22年度 木曽川上流水文観測所保守点検業務に係る指名競争に参加を希望します。

なお、予算決算及び会計令(以下「予決令」という。)第98条において準用する予決令第70条の規定する者でないこと並びに参加表明書の内容については事実と相違ないことを誓約します。

注) 参加表明書として別添の様式－1から様式－7まで及び契約書の写しを提出してください。
なお、紙入札方式の場合は返信用封筒として、表に提出者の住所・氏名を記載し、簡易書留料金分を加えた所定の料金(380円)の切手をはった長3号封筒を、参加表明書と併せて提出してください。

(様式－2)

参加表明者

①当該地域での業務経験（平成12年度以降）			
業務地域 (事務所管内)	業務名 (TECRIS登録番号)	発注機関	履行期間
②営業拠点等の所在地			

(様式－3)

参加表明者の同種又は類似業務の実績

業務名 (評点)	(点)
TECRISの登録番号	
契約金額	
履行期間	
発注機関名 住所 TEL	
業務の概要	

※業務の概要については具体的に記述すること

(様式－4)

配置予定主任技術者の経歴等

①氏名 ふりがな	②生年月日 才			
③所属・役職				
④保有資格 (資格名、登録番号、取得年月日)				
⑤手持業務の状況（平成22年4月1日現在）、契約金額500万円以上（ただし、国土交通省直轄業務において調査基準価格を下回る金額で落札した業務は、業務名の先頭に【低】をして記載すること。）				
業務名（TECRIS登録番号）	職務上の立場	発注機関	履行期間	契約金額 (契約金額合計　万円)
⑥当該事務所周辺での業務実績（平成12年度以降）				
業務地域 (事務所管内)	業務名 (TECRIS登録番号)	発注機関	履行期間	受注会社名

配置予定主任技術者の同種又は類似業務の実績

業務分類	同種（あるいは類似）業務（○○○○○○○○○○○業務）
業務名	
T E C R I S 登録番号	
契約金額	
履行期間	
発注機関名 住所 T E L	
業務の概要	
業務の技術的特徴	
当該技術者の業務担当の内容	

※業務分類には、同種業務、又は類似業務を記載すること。

※業務の概要等については業務概要、又は従事経験内容を具体的に記載すること。

(様式－6)

優良業務表彰の有無

平成17年度から平成21年度の企業の優良表彰の有無（該当する番号に○を記載する）

1. 有り 2. 無し

企業の優良表彰があった場合、以下を記載する。

(測量業務)

表彰年度	業務名	発注者	表彰者
○年度	○○年度△△詳細設計業務	△△事務所	局長又は事務所長

注：優良業務の表彰があった場合、その写しを提出すること。

平成17年度から平成21年度の技術者の優良表彰の有無（該当する番号に○を記載する）

1. 有り 2. 無し

技術者の優良表彰があった場合、以下を記載する。

(測量業務)

表彰年度	業務名	発注者	管理(主任)技術者	表彰者
○年度	○○年度△△詳細設計業務	△△事務所		局長又は事務所長

注：優良業務の表彰があった場合、その写しを提出すること。

・業務実施体制

分担業務の内容	備 考

注1：業務の分担について記載するものとする。なお、業務の分担を行わない場合は、分担業務の内容の欄に「業務の分担なし」と記載する。

注2：他の建設コンサルタント等に当該業務の一部を再委託する場合又は学識経験者等の技術協力を受けて業務を実施する場合は、備考欄にその旨を記載するとともに、再委託先又は協力先、その理由（企業の技術的特徴等）を記載すること。ただし、業務の主たる部分を再委託してはならない。